

平成22年1月臨時会

議案説明資料
予算に関する説明書

生活環境部

平成22年1月臨時會議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 1号	平成21年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 環境立県推進課 水・大気環境課 衛生環境研究所 公園自然課 くらしの安心推進課 住宅政策課 西部総合事務所 生活環境局	1 2 3 4 5 7 9 11
	2 歳入歳出事項別明細書		12
	3 節の明細		21
	4 繰越明許費に関する調書	環境立県推進課 水・大気環境課 衛生環境研究所 景観まちづくり課 公園自然課 くらしの安心推進課 住宅政策課 東部総合事務所 生活環境局 西部総合事務所 生活環境局	22
5 債務負担行為に関する調書	住宅政策課	25	

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について (平成21年12月14日専決)	住宅政策課	26
	(2) 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正について (平成21年12月18日専決)	景観まちづくり課	27
	(5) 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (平成22年1月20日専決)	公園自然課	29
	(6) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成22年1月20日専決)	住宅政策課	32
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	環境立県推進課	33

議案説明資料総括表

生活環境部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	3,273,477	72,500	3,345,977	72,500				
水・大気環境課	786,780	2,358	789,138	1,262			1,096	
衛生環境研究所	142,958	37,383	180,341	12,630			24,753	
公園自然課	883,884	180,424	1,064,308	68,859			111,565	
くらしの安心推進課	107,710	3,692	111,402	2,232			1,460	
住宅政策課	5,067,748	155,656	5,223,404	94,150			61,506	
西部総合事務所 生活環境局	5,099	2,500	7,599	2,500				
合計	11,532,865	454,513	11,987,378	254,133			200,380	
(一般会計)								
環境立県推進課	スマートタウン推進可能性調査事業(「緑の分権改革」推進事業)に係る補正 [繰越明許費] スマートタウン推進可能性調査事業費に係る補正							
水・大気環境課	騒音・振動・悪臭防止対策事業に係る補正 水質汚濁防止対策費に係る補正 [繰越明許費] 騒音・振動・悪臭防止対策事業費に係る補正 [繰越明許費] 水質汚濁防止対策費に係る補正							
衛生環境研究所	衛生環境研究所管理運営費に係る補正 [とっとり発グリーンニューディール] 環境に配慮したガラスリサイクル技術及び高機能リサイクル製品の開発に係る補正 [繰越明許費] 衛生環境研究所調査研究費に係る補正 [繰越明許費] 衛生環境研究所管理運営費に係る補正							
景観まちづくり課	[繰越明許費] 都市計画情報提供サービス事業費に係る補正							
公園自然課	都市公園管理費に係る補正 都市公園維持費に係る補正 自然公園等管理費に係る補正 氷ノ山自然ふれあい館管理運営費に係る補正 [繰越明許費] 都市公園管理費に係る補正 [繰越明許費] 都市公園維持費に係る補正 [繰越明許費] 自然公園等管理費に係る補正 [繰越明許費] 氷ノ山自然ふれあい館管理運営費に係る補正 [繰越明許費] 都市公園安全安心対策緊急総合支援事業費に係る補正 [繰越明許費] 都市公園外灯LED化促進事業費に係る補正							
くらしの安心推進課	防犯環境重点整備事業に係る補正 食肉衛生検査所管理運営費に係る補正 温泉保全利用対策事業費に係る補正 [繰越明許費] 食肉衛生検査所管理運営費に係る補正 [繰越明許費] 温泉保全利用対策事業費に係る補正							
住宅政策課	県営住宅維持管理費に係る補正 新・木の住まい助成事業に係る補正 [繰越明許費] 県営住宅維持管理費に係る補正 [繰越明許費] 公営住宅整備事業費に係る補正 [繰越明許費] 新・木の住まい助成事業費に係る補正 [繰越明許費] 鳥取エコハウス普及促進事業費に係る補正 [債務負担行為] 木造伝統住宅建設等資金補助に係る補正							
東部総合事務所 生活環境局	[繰越明許費] 浦富海岸自然歩道安全対策事業費に係る補正							
西部総合事務所 生活環境局	大山トレマナーアップキャンペーン事業に係る補正 [繰越明許費] 大山トレマナーアップキャンペーン事業費に係る補正							

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7895)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) スマートタウン推進 可能性調査事業 (「緑の分権改革」 推進事業)	0	72,500	72,500	72,500				

説明

1 目的

県内におけるクリーンエネルギー資源の把握とその活用に係る調査事業を行うことにより、地域資源であるクリーンエネルギーを最大限活用していく仕組みづくりを推進する。

2 補正予算の概要

総務省平成21年度第2次補正「緑の分権改革」推進事業(国庫10/10委託事業)を活用し、次の調査事業を行う。

- (1) 県内におけるクリーンエネルギー資源の賦存量調査(5,000千円)
 - ・県内において活用されうる、太陽光、風力、小水力、バイオマス資源、地熱等の全体調査
- (2) クリーンエネルギー活用の具体的な事業展開のための実証調査(44,000千円)
 - ・スマートタウンの推進に向けて、太陽光、風力、小水力、地熱等の利用を見据えたデータ収集、シミュレーション、分析及び本県の実情に応じた地域モデルや企業連携モデルの設定による発電システムの実証実験の実施等
 - ・ヒアリングやアンケート等を通じたクリーンエネルギーの活用に係る課題の把握、整理及び本格実験に向けたデータ収集、シミュレーション、分析
- (3) 市町村単位の調査を行う市町村への委託(22,500千円)
- (4) 会議費(1,000千円)

調査事業の遂行に必要な情報交換、意見交換、検討のための会議の開催

※ スマートタウン

本事業では、IT(情報通信技術)を活用することで、クリーンエネルギーの大量導入と省エネルギー化の促進を図り、CO2の排出を削減するためのまちづくりをイメージ。

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

水・大気環境課（内線：7206）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
騒音・振動・悪臭防止対策事業	3,654	662	4,316	662				
【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】								
<p>説明 総合事務所に配置して騒音調査に使用している騒音計レベルレコーダーの更新を行う。</p>								
水質汚濁防止対策費	50,994	1,696	52,690	600			1,096	
【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】								
<p>説明 来年度整備予定であった測定機器について、早期発注を行う。</p> <p>1 特定事業場排水監視(163千円) 総合事務所が特定事業場監視時に排出水のpHを現場測定する際に使用するpH計のガラス電極部の更新(計7台)。</p> <p>2 特定事業場排水分析(1,533千円) 衛生環境研究所で排出水を分析する際に使用する蒸留水の製造装置の更新。</p>								

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所 (0858-35-5411)

6目 衛生環境研究所費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所管理運営費	85,381	33,393	118,774	11,300			22,093	
<p>【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】</p> <p>説明</p> <p>施設設備の故障の回避及び試験研究等の精度確保のため、次の工事等を前倒して実施する。</p> <p>(1) 特殊ガス配管劣化による取替工事 (9,761千円)</p> <p>(2) 照明制御盤、空調設備等の部品劣化による交換 (13,945千円)</p> <p>(3) 分析機器の更新 (9,687千円)</p> <p>○電子天秤 ○超純水製造装置 ○ガスクロマトグラフ</p>								
[とっとり発グリーンニューディール] 環境に配慮したガラスリサイクル技術及び高機能リサイクル製品の開発	24,276	3,990	28,266	1,330			2,660	
<p>【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】</p> <p>説明</p> <p>ブラウン管ガラス等のリサイクル技術開発を行うため、廃ブラウン管ガラス等を粉砕する機器を購入する。</p>								

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

公園自然課 (内線: 7200)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
自然公園等管理費	37,462	14,142	51,604	4,800		9,342	

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

説明

次年度実施予定事業を前倒して実施する。

- ・中国自然歩道(芦津溪谷)の補修工事 3,600千円
- ・山陰海岸ジオパーク看板整備工事(浦富海岸) 10,542千円

(参考)

山陰海岸世界ジオパークネットワーク加盟推進関連事業について

(単位: 千円)

区分	補正額	内容
1 関係市町住民への機運醸成 [観光政策課 所管]		
①地元住民及び観光事業者・交通事業者等に対する学習会の開催	140	鳥取市、岩美町の住民等を対象とした山陰海岸ジオパークについての学習会を開催する。 (各市町2回ずつ)
②ジオパーク特集記事新聞掲載	672	山陰海岸ジオパークを広く県民にPRするため、新聞に特集記事を定期的に掲載する。
2 ジオツアーの造成 [観光政策課 所管]		
ジオツアー造成委託	4,060	旅行会社から旅行商品の企画案を募集(ジオパークをテーマとしたメニューオーディション)し、優秀な企画4点に対し商品造成の委託を行う。 ※明許繰越 4,000千円
3 受入れ態勢整備 [観光政策課、公園自然課 所管]		
①ジオパーク案内板整備補助金	2,000	[補助対象者] 鳥取市等 [補助率] 1/2 [補助対象経費] ジオパークに関する看板製作及び既存看板等に添付するシール作成等に要する経費 ※明許繰越 2,000千円
(再掲) ②自然公園等管理費(浦富海岸地区ジオパーク看板整備)	10,542	ジオパーク看板整備費(既設看板の盤面張替え) [設置者] 鳥取県 [設置場所] 浦富海岸の自然歩道沿線 [看板数量] 案内板6基、解説板7基ほか ※明許繰越 10,542千円
③パンフレット増刷経費	300	山陰海岸ジオパーク推進協議会で、改訂中のパンフレットを増刷し、広く県内外にPRする。 ※明許繰越 300千円
4 外国人対策 [観光政策課 所管]		
外国人対応ガイドの雇用	(775)	外国人観光客に対応するため、鳥取砂丘事務所、山陰海岸学習館に各1名ずつ計2名外国人対応ガイド(英語)を採用し配置。 *商工労働部において既に予算措置済みである、緊急雇用基金を活用。

氷ノ山自然ふれあい館管理運営費

49,802

4,347

54,149

1,400

2,947

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

説明

次年度実施予定事業を前倒して実施する。

- ・イーグルスカイシアターの機器等更新 1,008千円
- ・水路設置等工事 3,339千円

平成21年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

3目 公園費

公園自然課 (内線: 7199)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市公園管理費	488,686	7,174	495,860	2,400			4,774	

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

説明

次年度整備を予定していた備品を前倒して整備する。

(単位: 千円)

区分	補正	内容
布勢総合運動公園	5,408	ランニングマシン、防球ネット、フロアシート等
東郷湖羽合臨海公園	1,270	システムロッカー、スポーツカウンターセット等
燕趙園	496	車イス、歩行補助器
合計	7,174	

都市公園維持費	142,220	154,761	296,981	60,259			94,502	
---------	---------	---------	---------	--------	--	--	--------	--

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

【国1次補正「地域活性化・公共投資臨時交付金」充当事業】

説明

次年度実施予定事業を前倒して発注する。

(単位: 千円)

区分	補正	内容
布勢総合運動公園	79,753	テニス場人工芝張替工事等
東郷湖羽合臨海公園	64,842	あやめ池スポーツセンター観覧席転落防止柵改修工事、あやめ池スポーツセンター音響設備設置工事等
燕趙園	10,166	集粹館等の塗装工事等
合計	154,761	

平成21年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課 (内線: 7183)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 防犯環境重点整備事業	0	658	658	658				

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

説明

1 事業の目的

県民、観光客等不特定多数の者が日常的に利用する公共空間であって、凶悪な犯罪が発生、若しくは発生する恐れのある箇所に防犯カメラを設置し、県民等が安全・安心に利用できるように防犯環境を整備しようとする団体等に対して市町村が支援する場合、当該団体に対して県が支援を行い、もって犯罪のないまちづくりの重点的な推進を図る。

2 事業内容

防犯カメラ補助事業

多くの県民、観光客等が利用する鳥取駅の防犯環境の整備を促進するため、防犯カメラの設置をしようとする団体（鳥取ハイヤー共同組合）に対し、その経費の一部を助成するもの。

○事業金額 1,973千円

○補助率 団体が支出する額の1/3

団体 1/3、鳥取市 1/3、鳥取県 1/3

○補助額 658千円

○対象経費 防犯カメラ及び画像保存機器等の設置に要する経費

○設置場所 (3箇所)

- ・鳥取駅北口タクシー乗降場周辺
- ・鳥取駅南口タクシー乗降場周辺
- ・鳥取大丸前タクシー乗降場周辺

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課 (内線: 7284)

2目 食品衛生指導費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食肉衛生検査所管理運営費	22,707	1,907	24,614	1,174			733	

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

説明

1 事業内容
検査の精度確保のため、分析機器等の更新を行う。

2 所要経費
○2月補正からの前倒し
・冷凍庫 874千円

○当初予算からの前倒し
・純水製造装置 681千円
・顕微鏡用デジタルカメラ 213千円
・冷凍冷蔵庫 (理化学検査室用) 139千円

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課 (内線: 7185)

3目 環境衛生連絡調整費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
温泉保全利用対策事業費	1,164	1,127	2,291	400			727	

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

説明

1 事業の目的
温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する天然可燃性ガスによる災害を防止及び温泉の利用の適正化を図るため、温泉法に基づく許可や温泉管理の指導監視等を行う。

2 事業内容
温泉資源保護の観点から温泉掘削や動力装置設置の許認可に当たっては、鳥取県環境審議会に諮問し、過去の温泉地の影響圏調査や温泉成分等を審査資料として活用しているところ。
審査資料の充実を図るため、県内の温泉地内にある休止井戸に順次水位計を設置し、継続的に定点観測を行うもの。

3 所要経費
○当初予算からの前倒し
・通常型水位計 鳥取温泉に設置 1セット 195千円
・高温対応型水位計 三朝及び皆生温泉に設置 2セット 932千円
1,127千円

平成21年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7412)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅維持管理費	522,534	102,806	625,340	59,600			43,206	

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

説明

1 要求理由

平成21年度2月補正及び平成22年度当初予算から、次の事業を前倒しして発注する。

2 事業概要

- 平成21年度2月補正からの前倒し
 - ・建築物定期点検 (外壁打診) (37,800千円)
- 平成22年度当初予算からの前倒し
 - ・県営住宅地デジ対応改修工事 (28,961千円)
 - ・県営住宅量水器取替工事 (16,132千円)
 - ・県営住宅外壁塗装他工事 (15,448千円)
 - ・県営住宅不良遊具撤去更新工事 (4,465千円)

平成21年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新・木の住まい助成事業	238,490	52,850	291,340	34,550			18,300	

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

説明

県産材を活用した新築一戸建住宅の建設に対し、県産材の使用状況等に応じた助成を行う「新・木の住まい助成事業」について、当初240件の申請を予定していたが、予想を上回る申請数が見込まれることから、現下の厳しい経済情勢に鑑み、住宅投資の促進を通じて地域産業の振興に資するため、申請増加見込分100件について増額補正を行う。

補助区分	当初予算額	補正要求額	補正後予算額
県産材活用助成	136,800千円	55,350千円	192,150千円
JAS製材活用助成	34,020千円	17,370千円	51,390千円
伝統技術活用助成	17,850千円	△5,250千円	12,600千円
小計	188,670千円	67,470千円	256,140千円
前年度債務負担行為設定済額	49,560千円	△14,620千円	34,940千円
標準事務費	260千円	0千円	260千円
合計	238,490千円	52,850千円	291,340千円

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局（内線：0859-31-9320）

4目 環境保全費＜地方機関計上予算＞

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山トイレマナーアップキャンペーン事業	1,826	2,500	4,326	2,500				
【国2次補正「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」充当事業】								
<p>説明</p> <p>次年度実施予定事業を前倒して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大山ユートピア避難小屋への携帯トイレブース増築工事 								

平成21年度 1月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	3款 民生費								
				うち生活環境部			1項 社会福祉費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	360,712		360,712	23,563		23,563	23,563		23,563
2 給料	1,707,180		1,707,180	26,915		26,915	26,915		26,915
3 職員手当等	918,731		918,731	13,314		13,314	13,314		13,314
4 共済費	600,305		600,305	12,207		12,207	12,207		12,207
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	592		592						
8 報償費	104,521		104,521	7,520		7,520	7,520		7,520
9 旅費	77,026	100	77,126	5,051		5,051	5,051		5,051
費用弁償	11,012		11,012	1,293		1,293	1,293		1,293
普通旅費	40,694	100	40,794	1,743		1,743	1,743		1,743
特別旅費	25,320		25,320	2,015		2,015	2,015		2,015
10 交際費									
11 需用費	238,454	7,321	245,775	9,897		9,897	9,897		9,897
12 役務費	105,406	100	105,506	6,095		6,095	6,095		6,095
13 委託料	2,425,259		2,425,259	11,589		11,589	11,589		11,589
14 使用料及び賃借料	86,931	230	87,161	2,771		2,771	2,771		2,771
15 工事請負費	519,335	41,219	560,554						
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	103,183	10,865	114,048	843		843	843		843
19 負担金、補助及び交付金	29,834,074	658	29,834,732	48,823	658	49,481	48,823	658	49,481
20 扶助費	3,928,080		3,928,080						
21 貸付金	117,914		117,914	200		200	200		200
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	8,043,283		8,043,283	100,000		100,000	100,000		100,000
26 寄附金	2,160		2,160						
27 公課費	115		115						
28 繰出金	2,849		2,849						
予備費									
計	49,176,110	80,493	49,236,603	268,788	658	269,446	268,788	658	269,446
財国庫支出金	13,095,084	19,858	13,114,942	100,546	658	101,204	100,546	658	101,204
源地方債	139,000		139,000						
内その他	5,382,847		5,382,847	67,408		67,408	67,408		67,408
駅一般財源	30,559,179	40,635	30,599,814	100,834		100,834	100,834		100,834

平成21年度 1月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節			
	1項 社会福祉費		
	1目 社会福祉総務費		
	補正前	補正額	補正後
1 報酬	204		204
2 給料			
3 職員手当等			
4 共済費			
5 災害補償費			
6 恩給及び退職年金			
7 貸金			
8 報償費	835		835
9 旅費	930		930
費用弁償	48		48
普通旅費	391		391
特別旅費	491		491
10 交際費			
11 需用費	2,002		2,002
12 役務費	319		319
13 委託料			
14 使用料及び賃借料	339		339
15 工事請負費			
16 原材料費			
17 公有財産購入費			
18 備品購入費			
19 負担金、補助及び交付金	394	658	1,052
20 扶助費			
21 貸付金			
22 補償、補填及び賠償金			
23 償還金、利子及び割引料			
24 投資及び出資金			
25 積立金			
26 寄附金			
27 公課費			
28 繰出金			
予備費			
計	5,023	658	5,681
財源			
内 国庫支出金	546	658	1,204
地方債			
その他			
訳 一般財源	4,477		4,477

平成21年度 1月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	4款 衛生費								
				うち生活環境部					
							I項 公衆衛生費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	108,838		108,838	62,659		62,659	15,958		15,958
2 給料	1,424,583		1,424,583	724,793		724,793	130,730		130,730
3 職員手当等	760,789		760,789	366,984		366,984	65,542		65,542
4 共済費	491,845		491,845	252,839		252,839	45,980		45,980
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	4,414		4,414						
8 報償費	49,836	384	50,220	9,822	384	10,206	649		649
9 旅費	78,116	616	78,732	29,227	616	29,843	6,157		6,157
費用弁償	4,806		4,806	1,816		1,816	143		143
普通旅費	51,412		51,412	21,628		21,628	5,643		5,643
特別旅費	21,898	616	22,514	5,783	616	6,399	371		371
10 交際費									
11 需用費	338,808		338,808	132,453		132,453	46,764		46,764
12 役務費	69,203		69,203	36,519		36,519	5,776		5,776
13 委託料	707,650	85,446	793,095	406,284	85,446	491,729	55,273	13,945	69,218
14 使用料及び賃借料	82,737		82,737	56,598		56,598	4,741		4,741
15 工事請負費	155,773	29,742	185,515	59,959	29,742	89,701		9,761	9,761
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	120,966	20,077	141,043	51,646	20,077	71,723	30,671	13,677	44,348
19 負担金、補助及び交付金	4,935,511		4,935,511	575,890		575,890	427		427
20 扶助費	1,172,959		1,172,959						
21 貸付金	1,170,956		1,170,956	669,330		669,330			
22 貸付、補助及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	6,709,284		6,709,284	866,628		866,628			
26 寄附金									
27 公課費	89		89						
28 繰出金									
予備費									
計	18,382,357	136,264	18,518,621	4,301,631	136,264	4,437,895	408,668	37,383	446,051
財源									
国庫支出金	8,900,562	96,666	8,997,228	1,363,955	96,666	1,460,621	27,533	12,630	40,183
地方債	12,000		12,000						
その他	1,960,521		1,960,521	940,534		940,534	3,873		3,873
一般財源	7,509,274	39,598	7,548,872	1,997,142	39,598	2,036,740	377,262	24,753	402,015

平成21年度 1月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節									
	1項 公衆衛生費			2項 環境衛生費			2目 食品衛生指導費		
	6目 衛生環境研究所費								
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	2,898		2,898	46,701		46,701	2,275		2,275
2 給料				297,998		297,998			
3 職員手当等				154,652		154,652			
4 共済費	397		397	107,760		107,760	305		305
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金									
8 報償費	218		218	9,173	384	9,557	1,255		1,255
9 旅費	5,457		5,457	23,070	616	23,686	3,148		3,148
費用弁償	30		30	1,673		1,673	52		52
普通旅費	5,238		5,238	15,985		15,985	2,572		2,572
特別旅費	189		189	5,412	616	6,028	524		524
10 交際費									
11 需用費	43,578		43,578	85,689		85,689	31,129		31,129
12 役務費	4,584		4,584	30,743		30,743	2,388		2,388
13 委託料	52,844	13,945	66,789	351,011	71,500	422,511	9,243		9,243
14 使用料及び賃借料	2,599		2,599	51,857		51,857	1,113		1,113
15 工事請負費		9,761	9,761	59,959	19,981	79,940			
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	30,284	13,677	43,961	20,975	6,409	27,375		1,907	1,907
19 負担金、補助及び交付金	99		99	575,463		575,463	1,625		1,625
20 扶助費									
21 貸付金				669,330		669,330			
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金				866,628		866,628			
26 寄附金									
27 公課費									
28 繰出金									
予備費									
計	142,958	37,383	180,341	3,351,009	98,881	3,449,890	52,481	1,907	54,388
財源									
国庫支出金	27,533	12,630	40,163	1,336,422	84,036	1,420,458	5,079	1,174	6,253
地方債									
その他	2,290		2,290	936,661		936,661	37,009		37,009
一般財源	113,135	24,753	137,888	1,077,926	14,845	1,092,771	10,393	733	11,126

平成21年度 1月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節						
	2項 環境衛生費					
	3目 環境衛生連絡調整費			4目 環境保全費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	215		215	44,211		44,211
2 給料						
3 職員手当等						
4 共済費				5,782		5,782
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃金						
8 報償費	94		94	7,824	384	8,208
9 旅費	1,170		1,170	18,762	616	19,368
費用弁償	33		33	1,588		1,588
普通旅費	1,137		1,137	12,276		12,276
特別旅費				4,888	616	5,504
10 交際費						
11 需用費	953		953	53,607		53,607
12 役務費	1,384		1,384	26,971		26,971
13 委託料	1,009		1,009	340,759	71,500	412,259
14 使用料及び賃借料	803		803	49,941		49,941
15 工事請負費				59,959	19,981	79,940
16 原材料費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費		1,127	1,127	20,975	3,366	24,341
19 負担金、補助及び交付金	25,395		25,395	548,443		548,443
20 扶助費						
21 貸付金				669,330		669,330
22 補償、補填及び賠償金						
23 償還金、利子及び引当料						
24 投資及び出資金						
25 積立金				866,628		866,628
26 寄附金						
27 公課費						
28 繰出金						
予備費						
計	31,023	1,127	32,150	2,713,182	95,847	2,809,029
財源						
内 国庫支出金	10,253	400	10,653	1,321,090	82,462	1,403,552
内 地方債						
内 その他	764		764	820,177		820,177
内 一般財源	20,006	727	20,733	571,915	13,385	585,300

平成21年度 1月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費									
				うち生活環境部			5項 都市計画費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	233,576		233,576	37,761		37,761	1,858		1,858	
2 給料	2,182,027		2,182,027	278,752		278,752	51,897		51,897	
3 職員手当等	1,095,026		1,095,026	135,047		135,047	22,824		22,824	
4 共済費	758,633		758,633	94,442		94,442	15,444		15,444	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 貸金	602		602	102		102				
8 報償費	32,683		32,683	2,617		2,617	472		472	
9 旅費	60,087	86	60,173	10,501		10,501	2,811		2,811	
費用弁償	3,536		3,536	1,263		1,263	461		461	
普通旅費	52,640		52,640	7,291		7,291	2,194		2,194	
特別旅費	3,911	86	3,997	1,947		1,947	156		156	
10 交際費	47		47	47		47	47		47	
11 需用費	897,896	1,506	899,402	153,000		153,000	8,888		8,888	
12 役務費	151,073	125	151,198	23,978		23,978	2,378		2,378	
13 委託料	7,639,373	1,349,860	8,989,233	788,974	56,978	845,952	485,165	12,903	498,068	
14 使用料及び賃借料	332,962	120	333,082	32,840		32,840	14,126		14,126	
15 工事請負費	32,008,333	6,549,310	38,557,643	1,586,792	200,589	1,787,381	187,217	141,858	329,075	
16 原材料費	3,607		3,607							
17 公有財産購入費	1,876,624	373,845	2,250,469	16,556		16,556	16,556		16,556	
18 備品購入費	578,915	7,174	586,089	20,246	7,174	27,420	20,114	7,174	27,288	
19 負担金、補助及び交付金	15,560,490	116,619	15,677,109	750,515	52,850	803,365	40,534		40,534	
20 扶助費										
21 貸付金	2,339,806		2,339,806	2,282,621		2,282,621				
22 補助、補填及び貯蔵金	3,482,496	334,696	3,817,192	23,297		23,297	500		500	
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積立金	125,177		125,177	125,177		125,177				
26 寄附金										
27 公課費	8,916		8,916							
28 繰出金	3,799		3,799	3,799		3,799	3,799		3,799	
予備費										
計	69,372,148	8,733,341	78,105,489	6,367,064	317,591	6,684,655	874,630	161,935	1,036,565	
財源	国庫支出金	24,452,752	5,585,508	30,038,260	965,525	156,809	1,122,334	206,541	62,659	269,200
	地方債	23,036,000	852,000	23,888,000	672,000		672,000	31,000		31,000
	その他	3,369,562	116,859	3,486,421	868,817		868,817	41,934		41,934
	一般財源	18,513,834	2,178,974	20,692,808	3,860,722	160,782	4,021,504	596,155	99,276	694,431

平成21年度 1月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節									
	5項 都市計画費			6項 住宅費					
	3目 公園費						1目 住宅管理費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬				35,586		35,586	27,104		27,104
2 給料	7,690		7,690	202,075		202,075	163,135		163,135
3 職員手当等	3,804		3,804	102,713		102,713	102,713		102,713
4 共済費	2,574		2,574	72,563		72,563	71,378		71,378
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金									
8 報償費	299		299	764		764			
9 旅費	670		670	4,402		4,402	1,786		1,786
費用弁償				656		656	656		656
普通旅費	544		544	3,090		3,090	1,130		1,130
特別旅費	126		126	656		656			
10 交際費									
11 需用費	4,064		4,064	138,250		138,250	132,316		132,316
12 役務費	832		832	19,466		19,466	16,238		16,238
13 委託料	465,216	12,903	478,119	285,885	44,075	329,960	235,809	44,075	279,884
14 使用料及び賃借料	11,881		11,881	17,230		17,230	11,780		11,780
15 工事請負費	187,217	141,858	329,075	1,399,575	58,731	1,458,306	110,224	58,731	168,955
16 原材料費									
17 公有財産購入費	16,556		16,556						
18 備品購入費	20,114	7,174	27,288	100		100			
19 負担金、補助及び交付金	6,863		6,863	610,141	52,850	662,991	98,320		98,320
20 扶助費									
21 貸付金				2,282,621		2,282,621	2,237,000		2,237,000
22 補償、補填及び賠償金				22,797		22,797			
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金				125,177		125,177			
26 寄附金									
27 公課費									
28 繰出金									
予備費									
計	727,780	161,935	889,715	5,319,345	155,656	5,475,001	3,207,803	102,806	3,310,609
財源									
庫支出金	181,943	62,659	244,602	734,683	94,150	828,833	3,757	59,600	63,357
地方債	31,000		31,000	641,000		641,000			
その他	40,648		40,648	812,107		812,107	655,754		655,754
一般財源	474,189	99,276	573,465	3,131,555	61,606	3,193,061	2,548,292	43,206	2,591,498

平成21年度 1月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	6項 住宅費			
	2目 住宅建設費			
1	報酬	8,482		8,482
2	給料	38,940		38,940
3	職員手当等			
4	共済費	1,185		1,185
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金			
8	報償費	764		764
9	旅費	2,616		2,616
	費用弁償			
	普通旅費	1,960		1,960
	特別旅費	656		656
10	交際費			
11	需用費	5,934		5,934
12	役務費	3,228		3,228
13	委託料	50,076		50,076
14	使用料及び賃借料	5,450		5,450
15	工事請負費	1,289,351		1,289,351
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	100		100
19	負担金、補助及び交付金	511,821	52,850	564,671
20	扶助費			
21	貸付金	45,621		45,621
22	補償、補填及び賠償金	22,797		22,797
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	125,177		125,177
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	2,111,542	52,850	2,164,392
財	国庫支出金	730,926	34,550	765,476
源	地方債	641,000		641,000
内	その他	156,353		156,353
訳	一般財源	583,263	18,300	601,563

平成21年度 1月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	136,345		136,345
2	給料	1,061,220		1,061,220
3	職員手当等	530,561		530,561
4	共済費	371,313		371,313
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	266		266
8	報償費	22,046	384	22,430
9	旅費	49,935	616	50,551
	費用弁償	5,171		5,171
	普通旅費	34,670		34,670
	特別旅費	10,094	616	10,710
10	交際費	47		47
11	需用費	310,808		310,808
12	役務費	69,865		69,865
13	委託料	1,241,291	142,423	1,383,714
14	使用料及び賃借料	97,382		97,382
15	工事請負費	1,646,751	230,331	1,877,082
16	原材料費			
17	公有財産購入費	16,556		16,556
18	備品購入費	73,211	27,251	100,462
19	負担金、補助及び交付金	1,834,216	53,508	1,887,724
20	扶助費			
21	貸付金	2,952,151		2,952,151
22	補償、補填及び賠償金	23,297		23,297
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	1,091,805		1,091,805
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金	3,799		3,799
	予備費			
	計	11,532,865	454,513	11,987,378
財源内訳	国庫支出金	2,791,761	254,133	3,045,894
	地方債	672,000		672,000
	その他	1,886,428		1,886,428
	一般財源	6,182,676	200,380	6,383,056

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
負担金、補助及び交付金	658
・鳥取県防犯環境重点整備事業費補助金	
8款 土木費	
6項 住宅費	
2目 住宅建設費	
負担金、補助及び交付金	52,850
・鳥取県木の住まい建設資金補助金	

緑越明許費に関する調書

生活環境部
(単位：千円)

追加

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
4 衛生費	1 公衆衛生費	6 衛生環境 研究所費	衛生環境研究費	45,111	3,990	1,330			2,660	備品発注準備が年度末となり、年度内完了が困難となったため。
			衛生環境研究費	118,774	33,393	11,300			22,093	工事及び備品等発注準備が年度末となり、年度内完了が困難となったため。
		2 食品衛生 指導費	肉衛生検査費	24,614	1,907	1,174			733	備品発注が年度末となり、年度内の購入が困難となったため。
2 環境衛生費	3 環境衛生 連絡調整費	3 環境衛生 連絡調整費	温泉事業費	2,291	1,127	400			727	備品発注が年度末となり、年度内の購入が困難となったため。
			スマートダウン推進事業費	72,500	72,500					発注準備が年度末となるため、年度内完了が困難なため。
		4 環境保全費	騒音・振動・悪臭防止対策費	4,316	662	662				備品発注準備が年度末となり、年度内完了が困難となったため。
		水質汚濁防止対策費	52,690	1,696	600			1,096	備品発注準備が年度末となり、年度内完了が困難となったため。	
		自然公園等管理費	51,604	14,142	4,800			9,342	工事発注が年度末となり、年度内完了が困難となったため。	
		水ノ山自然ふれあい館管理費	54,149	4,347	1,400			2,947	工事等発注が年度末となり、年度内完了が困難となったため。	
		浦富海岸自然歩道安全対策事業費	23,384	11,700	11,700				工事発注が年度末となり、年度内完了が困難となったため。	
大山トイレマナーズキャンペーン事業費	4,326	2,500	2,500				工事発注が年度末となり、年度内完了が困難となったため。			

(単位：千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳			備考	
						国庫補助金	起債	その他		
8 土木費	5 都市計画費	1 都市計画 給務費	都市計画情報提供 サービス事業費	14,648	14,648	14,648			委託契約が年度末となり、年度内完了が困難となったため。	
			都市公園管理費	495,860	7,174	2,400	4,774		備品発注が年度末となり、年度内の購入が困難となったため。	
		3 公園費	都市公園安全安心対策 緊急総合支援事業費	62,000	62,000	31,000	31,000		工事発注が年度末となり、年度内完了が困難となったため。	
				都市公園外灯LED化 促進事業	14,000	14,000		14,000	工事発注が年度末となり、年度内完了が困難となったため。	
			1 住宅管理費	果営住宅維持管理費	625,340	109,292	59,600	6,486	平成22年度当初予算などから前倒し発注する事業について、所要の業務期間を確保するため。	
			2 住宅建設費	公営住宅整備事業費	1,428,467	512,699	313,000	199,699	工事予定住棟の入居者との調整に不測の日数を要し工事着手が遅れたこと等によるため。	
		6 住宅費		新・木の住まい 助成事業	291,340	28,610	28,610		住宅建設は年間を通じて行われ、着工から完成まで相当期間を要することから、年度内に全ての住宅が完成しないため。	
				鳥取エコハウズ 普及促進事業	4,500	2,400	2,400		住宅建設は年間を通じて行われ、着工から完成まで相当期間を要することから、年度内に全ての住宅が完成しないため。	
				生活環境部一般会計 合計	2,936,155	750,823	138,658	20,486	247,679	

繰越明許費に関する調書

生活環境部
(単位：千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額		補正額	左の財源内訳				備考
					補正前	補正後		国庫補助金	起債	その他	一般財源	
8	5	3	都市公園維持費	296,981	4,589	167,069	162,480	67,978			94,502	工事及び委託発注が年度未となり、年度内完了が困難となったため。
			生活環境部一般会計 合計	296,981	4,589	167,069	162,480	67,978			94,502	

変更

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

生活環境部 住宅政策課

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源			
		千円	千円	千円	千円	国庫支出金	地方債	その他	千円	千円	
平成21年度 木造伝統住宅建設等資金 補助	補正前の額	千円									限度額からJAS製材に係る上乗せ助成分を差し引いた額に0.55を乗じた額に限りJAS製材に係る上乗せ助成分の額を加えた額
	補正後の額	千円					限度額からJAS製材に係る上乗せ助成分を差し引いた額に0.45を乗じた額				限度額からJAS製材に係る上乗せ助成分を差し引いた額に0.55を乗じた額に限りJAS製材に係る上乗せ助成分の額を加えた額

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について (平成21年12月14日専決)</p>										
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 県営住宅の家賃を滞納したことに係る建物明渡等請求事件（鳥取地方裁判所平成21年（ワ）234号）について、鳥取地方裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定に基づき平成21年12月14日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要 (1) 和解の相手方 甲 県営住宅入居者 智頭町 個人 乙 甲の保証人 兵庫県西宮市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 45%;">訴訟の概要</th> <th style="width: 45%;">和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸借契約</td> <td>県営住宅の明渡し</td> <td>① 賃貸借契約の解除を取消し、甲が賃借権を有することを認める。 ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したとき、又は⑤の額の分割支払を怠り63,000円（3か月分に相当する額）に達したときは、賃貸借契約を解除することができる。 ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除されたときは、県営住宅を直ちに明渡す。</td> </tr> <tr> <td>金銭債務</td> <td>滞納家賃（39,251円）及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡し日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃額（月額98,100円）の2倍の額の支払い。</td> <td>④ 292,500円（滞納家賃（39,251円）、賃貸借契約解除日の翌日から和解勧告の日の属する月までの期間に相当する家賃相当額（月額11,700円）を支払ったことを確認する。 ⑤ 相手方は、連帯して損害賠償金として251,298円を、平成22年1月から全額支払うまでの間毎月21,000円（最終支払月にあつては、20,298円）ずつ県に支払う。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	賃貸借契約	県営住宅の明渡し	① 賃貸借契約の解除を取消し、甲が賃借権を有することを認める。 ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したとき、又は⑤の額の分割支払を怠り63,000円（3か月分に相当する額）に達したときは、賃貸借契約を解除することができる。 ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除されたときは、県営住宅を直ちに明渡す。	金銭債務	滞納家賃（39,251円）及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡し日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃額（月額98,100円）の2倍の額の支払い。	④ 292,500円（滞納家賃（39,251円）、賃貸借契約解除日の翌日から和解勧告の日の属する月までの期間に相当する家賃相当額（月額11,700円）を支払ったことを確認する。 ⑤ 相手方は、連帯して損害賠償金として251,298円を、平成22年1月から全額支払うまでの間毎月21,000円（最終支払月にあつては、20,298円）ずつ県に支払う。
区分	訴訟の概要	和解の概要									
賃貸借契約	県営住宅の明渡し	① 賃貸借契約の解除を取消し、甲が賃借権を有することを認める。 ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したとき、又は⑤の額の分割支払を怠り63,000円（3か月分に相当する額）に達したときは、賃貸借契約を解除することができる。 ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除されたときは、県営住宅を直ちに明渡す。									
金銭債務	滞納家賃（39,251円）及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡し日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃額（月額98,100円）の2倍の額の支払い。	④ 292,500円（滞納家賃（39,251円）、賃貸借契約解除日の翌日から和解勧告の日の属する月までの期間に相当する家賃相当額（月額11,700円）を支払ったことを確認する。 ⑤ 相手方は、連帯して損害賠償金として251,298円を、平成22年1月から全額支払うまでの間毎月21,000円（最終支払月にあつては、20,298円）ずつ県に支払う。									
	<p>(3) 和解の理由 次の理由から鳥取地方裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ア 和解の相手方が未納家賃を一括して支払ったこと。 イ 和解勧告の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。</p>										

<p>条例名等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正について (平成21年12月18日専決)</p>							
<p>提出理由</p>	<p>1 提出理由 農地法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 大規模集客施設の設置届の提出時期を定めた規定中、引用している農地法施行令の根拠条項を改める。</p> <p>3 施行期日 公布日</p> <p>(参考) 農地法施行令の一部改正の概要 食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等によりその確保を図るとともに、農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用を促進するための改正。</p>							
<p>概要</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="209 1019 783 1055">改正後</th> <th data-bbox="783 1019 1358 1055">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="209 1055 783 1429"> <p>(市街化区域内にある農地を転用する場合の届出) <u>第9条</u> 法第4条第1項第7号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2 (略)</p> </td> <td data-bbox="783 1055 1358 1429"> <p>(市街化区域内にある農地を転用する場合の届出) <u>第1条の9</u> 法第4条第1項第5号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1429 783 1845"> <p>(市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての届出) <u>第17条</u> 法第5条第1項第6号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2 (略)</p> </td> <td data-bbox="783 1429 1358 1845"> <p>(市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての届出) <u>第1条の17</u> 法第5条第1項第3号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2 (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	<p>(市街化区域内にある農地を転用する場合の届出) <u>第9条</u> 法第4条第1項第7号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2 (略)</p>	<p>(市街化区域内にある農地を転用する場合の届出) <u>第1条の9</u> 法第4条第1項第5号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2 (略)</p>	<p>(市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての届出) <u>第17条</u> 法第5条第1項第6号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2 (略)</p>	<p>(市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての届出) <u>第1条の17</u> 法第5条第1項第3号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2 (略)</p>
改正後	改正前							
<p>(市街化区域内にある農地を転用する場合の届出) <u>第9条</u> 法第4条第1項第7号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2 (略)</p>	<p>(市街化区域内にある農地を転用する場合の届出) <u>第1条の9</u> 法第4条第1項第5号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2 (略)</p>							
<p>(市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての届出) <u>第17条</u> 法第5条第1項第6号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2 (略)</p>	<p>(市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての届出) <u>第1条の17</u> 法第5条第1項第3号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。 2 (略)</p>							

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部を改正する条例

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(設置届) 第8条 略 2及び3 略 4 設置届は、大規模集客施設の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。 (1)及び(2) 略。 (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）<u>第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による届出</u> (4) 略 5 略</p>	<p>(設置届) 第8条 略 2及び3 略 4 設置届は、大規模集客施設の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）<u>第1条の9第1項若しくは第1条の17第1項の規定による届出</u> (4) 略 5 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (5) 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (平成22年1月20日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県景観形成条例の一部改正 景観計画区内において景観法に基づく届出が必要な行為から除外される行為を定めた規定中、引用している自然公園法の根拠条項を改める。 (2) 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正 鳥取砂丘における禁止行為から除外される行為を定めた規定中、引用している自然公園法の根拠条項を改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日とする。</p> <p>(参考) 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の概要 国立公園等の優れた自然環境を有する地域の保全対策の強化等を内容とする改正。</p> <p>【法律改正の概要について】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 自然公園法の主な改正事項</p> <p>(1) 目的の改正 目的規定に「生物多様性の確保」を追加。</p> <p>(2) 生態系維持回復事業の創設 国立公園等における生態系の維持又は回復を図るための事業の規定を整備。</p> <p>(3) 特別地域等における行為規制の追加等 特別地域等での必要な行為規制の追加等。</p> <p>2 自然環境保全法の主な改正事項</p> <p>(1) 目的の改正 目的規定に「生物の多様性の確保」に関する事項を明確化。</p> <p>(2) 生態系維持回復事業の創設 自然環境保全地域等における生態系の維持又は回復を図るための事業の規定を整備。</p> <p>(3) 自然環境保全地域における行為規制の追加等 自然環境保全地域の特別地区における必要な行為規制の追加等。</p> </div>

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県景観形成条例の一部改正)

第1条 鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(適用除外行為の追加)</p> <p>第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項若しくは第16条第3項の認可を受けて行う行為、同法第20条第3項本文、第21条第3項本文若しくは第22条第3項本文の許可を受けて行う行為、同法第33条第1項本文の届出に係る行為、同法第68条第1項後段の協議に係る行為又は同法第68条第3項の通知に係る行為</p> <p>イ〜ク 略</p> <p>(2)〜(9) 略</p>	<p>(適用除外行為の追加)</p> <p>第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第3項若しくは第10条第3項の認可を受けて行う行為、同法第13条第3項本文、第14条第3項本文若しくは第24条第3項本文の許可を受けて行う行為、同法第26条第1項本文の届出に係る行為、同法第56条第1項後段の協議に係る行為又は同法第56条第3項の通知に係る行為</p> <p>イ〜ク 略</p> <p>(2)〜(9) 略</p>

(日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正)

第2条 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例(平成20年鳥取県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(禁止行為)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。</p> <p>(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項本文の許可を受けてする行為、同項ただし書の規定により当該許可を要しないこととされる行為(同条第7項の規定による届出をする場合に限る。)及び同条第9項各号に掲げる行為</p> <p>(2) 自然公園法第21条第3項本文の許可を受けてする行為、同項ただし書の規定により当該許可を要しないこととされる行為(同条第7項の規定による届出をする場合に限る。)及び同条第8項各</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。</p> <p>(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第3項本文の許可を受けてする行為、同項ただし書の規定により当該許可を要しないこととされる行為(同条第7項の規定による届出をする場合に限る。)及び同条第9項各号に掲げる行為</p> <p>(2) 自然公園法第14条第3項本文の許可を受けてする行為、同項ただし書の規定により当該許可を要しないこととされる行為(同条第7項の規定による届出をする場合に限る。)及び同条第8項各</p>

<p>号に掲げる行為</p> <p>(3) 自然公園法第34条第1項の規定による命令に基づく措置として行う行為</p> <p>(4)及び(5) 略</p>	<p>号に掲げる行為</p> <p>(3) 自然公園法第27条第1項の規定による命令に基づく措置として行う行為</p> <p>(4)及び(5) 略</p>
---	---

附 則

この条例は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行の日から施行する。

条 例 名 等	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成22年1月20日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 県営住宅の入居者及びその連帯保証人又は保証人に対する県営住宅の明渡し等の請求に係る訴訟の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成22年1月20日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 相手方 県営住宅入居者 3名 保証人 3名</p> <p>(2) 請求の要旨 県営住宅入居者に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者及びその保証人に対し、当該県営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて、当該県営住宅の明渡し並びに未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

長期継続契約の締結状況について

【新規契約】

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	生活環境部 環境立県推進課	物品	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛連堂	138,870	平成22年1月18日 ～平成22年7月31日	鳥取県生活環境部 環境立県推進課
2	生活環境部 環境立県推進課	物品	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛連堂	144,154	平成22年1月18日 ～平成23年3月31日	鳥取県生活環境部 環境立県推進課